

令和 8 年第 2 回

宇土市議会定例会議員提出議案

令和 8 年 6 月 2 9 日提出

令和 8 年第 2 回市議会定例会議員発議議案目次

番 号	議 案 名	ページ
発議第 1 号	太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の 制定を求める決議	1
発議第 2 号	豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令 和 9 年度政府予算に係る意見書	3

発議第 1 号

太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める決議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び宇土市議会会議規則（令和 4 年
議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、別紙のとおり決議を提出する。

令和 8 年 6 月 29 日提出

提出者	宇土市議会議員	今中 真之助
		西田 和徳
		杉本 寛

宇土市議会議長 野口 修一様

太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める決議

近年、再生可能エネルギーの普及が進む一方で、山林の伐採や急傾斜地への太陽光パネル設置による災害リスクの増大、景観の破壊、近隣住民とのトラブルが全国的に深刻化している。本市においても、市民の安全・安心な生活環境を守り、自然環境との調和を図るための明確なルール作りが急務である。

よって本議会は、市に対し、実効性のある「太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を速やかに制定することを強く求める。

以上、決議する。

令和8年6月29日

熊本県宇土市議会

発議第 2 号

豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和 9 年度政府予算に係る意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び宇土市議会会議規則（令和 4 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 29 日提出

提出者	宇土市議会議員	今中 真之助
		佐美 三 洋
		山村 保 夫
		藤井 慶 峰
		檜崎 政 治
		小崎 憲 一

宇土市議会議長 野 口 修 一 様

豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和9年度政府予算に係る意見書

学校現場では貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）及び義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は令和10年度までに35人に引き下げられます。今後は高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動を進めるために、更なる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、文科省が示す「学校・教師が担う業務に係る3分類」をはじめとした業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう要請します。

記

- 1 高等学校での35人学級を早急に実現すること。また、更なる学級編制標準の引下げ等少人数の学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教員定数改善を推進すること。
- 3 自治体の実効性ある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。
- 4 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月29日

熊本県宇土市議会議長 野 口 修 一

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
文部科学大臣	様